

(H22ブロック別農業者年金業務担当者及び総合指導員会議資料)

適用・収納課
情報管理課

電子情報提供システム（現：農業者年金記録管理システム）の未設置受託機関に対する
予算措置の考え方について

1 これまで市町村等の事情により、電子情報提供システム（現：農業者年金記録管理システム）の導入が困難であった受託機関で、次の事項を理由とする受託機関に対し、当基金との電子情報提供システム（現：農業者年金記録管理システム）専用のためのパソコン導入経費（PC本体、プロバイダー加入費用等）として特別枠を措置することとする。
パソコン1台当たりの購入予算額については、定額を交付することとし、その額は農業者年金基金物品管理細則の規定を参酌し、同規定の一般物品（消耗品）の額30,000円を超えない範囲とする。

- ① 市町村等の情報システム規定等により、LANシステムを通じての外部接続が禁止されている。
- ② 市町村等の電算システム機能が、農業者年金の本システムに接続すると、レベルダウンにつながるため、接続が禁止されている。
- ③ 市町村等のパソコン本体と他機関のシステムとの接続が禁止されている。
- ④ パソコン本体がアクセス先を制限されている。
- ⑤ パソコン本体が他のソフトとの共有を禁止されている。

2 実施時期 平成23年4月